

歴史・理論部門

問題提起＝日共・全解連の 部落民宣言不用論について

大 賀 正 行

はじめに

「解放理論をめぐる諸問題」ということになっていきますが、本来でしたら、解放理論をめぐる論争がどういうことになっているかということを紹介すればいいのですが、選挙で忙しく、作業できませんでした。

そこで最近、高知市で「部落民宣言強要」事件として部落解放同盟側が告訴されるといふ奇妙な人権侵犯(9)事件なるものが起こされています。そしてこのやりの中で、「部落民宣言」不用論といった理論問題が提起されてきましたので、こちらの方をはっきりさせる方がいいのではないかといいことで、切り替えました。部落解放理論については、二〇年間の間にいろいろ出てきて、ひとまず私は

著作『部落解放理論の根本問題』に整理しましたが、その後の論争について整理する必要があります。それともうひとつは、全解連側が、「国民融合論」の彼らなりの論理の発展の中から、最後は結局どういふところへ行き着いてきたかを明らかにする必要があります。今般の高知市の事件や成澤、窪田論文はこの結末を示しているように思います。

一、

1、成澤栄寿論文(月刊『部落問題』一九八九年六月)

九頁の、「部落民としての誇りは無用」というところを見て下さい。

「ところで、『朝鮮(韓)民族としての誇り』と書いた

が、アイヌの場合も、(中略)民族的自覚・誇りなしには民族の自立も文化の継承・発展もあり得ない。しかし、部落民としての自覚・誇り、それを持つ証し・第一歩とされる『部落民宣言』など、無用である。部落問題の属性を無視してこれを『解同』流に強調することは、排他主義を助長し、問題解決にとって逆効果になる。もつべきは人間としての自覚・誇り以外の何物でもないのである」と言っています。

その前には、「しかし、部落問題の場合、部落民に必要なのは日本国民としての権利を保障することだけであり、それ以外に何の不可欠要件もない。『解同』の誤りは部落問題を擬似民族問題としてとらえているところにある」というふうに言っています。

そして、さっきの続きに戻ると、「このように言うと、『水平社宣言』に『我々がエタである事を誇り得る時が来たのだ』とあると反論する人もいよう。しかし、当時すでに、学問的には、部落問題が民族問題などではないことがあきらかにされ、そのことがある程度啓発もされてもいたが、全国水平社の創立者たちが民族問題であるかのように誤解していたからであり、それだけの覚悟がなければ、全水を創立し、主体的にたたかうことができなかったからなのである。今日と当時とは時代が違う」とも言っています。

当時の水平社の幹部が間違っていたからであり、当時の状況からしては仕方がないが、今日では許されないのだということだ。

2、窪田充治論文(月刊『部落問題』一九八九年六月)

三二頁の「旧身分の宣言は時代錯誤」のところを見て下さい。「今日の日本には、法制上、『部落民』という身分はもはや存在しない。『壬申戸籍』も完全に廃棄され、誰がどのような旧身分に属していたのか調査・証明することは不可能である。今日あるのは、旧身分の『傷あと』くらいのものである。部落問題が解決したわけではないが、戦後四〇年間、民主主義を守り発展させる諸々の運動により、解決に向かって大きく前進してきたのである。ある人が『私の先祖は士族であった』ということは、今日一般社会では何の意味をも持たず、かえって失笑をかうくらいであるが、それと同様に、『私の先祖は賤民であった』と言うこともまた何の意味も持たないのである。一九八五年の総務庁の調査によれば、同和地区の夫婦のうち、そのいずれか一方が同和地区外の出身であるものは三〇％を越えており、三〇才以下の若い夫婦の間では、それは六〇％を越えている。これは、今日の社会では、結婚においても旧身分についてとやかく言わなくなりつつあることを示している。

市教委や『解同』は、『部落民宣言』を賞賛するが、旧身分の宣言を推奨するならば、『旧土族宣言』『旧商人宣言』『旧非人宣言』など封建時代に逆のほらなくてはならない。そのように旧身分についてあれこれ評価することは時代錯誤であるし、個人の尊厳を基調とする民主主義と相いれない反動的な考え方と言わねばならない。小笠原政子教諭自身も、『部落出身であることは、かくすこともないし、宣伝すべきことでもない』と言っておられる。そのとおりである。『部落に生まれたことを誇りに思う』という発言を高く評価する人がいるが、それは誇るべきことでもないし、卑下すべきことでもない。誇り得るのは『人間としてどう生きたか』である。部落問題の解決は、『部落民宣言』のような非科学的、反動的な思想を克服して、民主主義を発展させることなしには実現しない」というふう

の追及はまったくしないで、書かれたエタ先生が私だとし、私に部落民宣言をさせようとしつこく要求してきました。私は校長・教頭を通してはっきりと拒否しました。

しかし解同に屈服している市教委は、『解同』と一体となって公的会議や機関紙で、私が落書きされた者で部落民だと発表していききました。そして、片親が部落民ならばどこで生まれ育とうと部落民である、その自覚がないのは部落差別につながる、またその立場を明らかにしないのは、差別におびえ苦しんでいる証拠だと、私の心や生き方にも介入し私を攻撃し、現在も続けています。

言っています。なんという暴論でしょうか。

エタということばでその効果をねらった犯人の意図はまさに最大の効を奏し、その後落書きはピタリと止まりました。このやり方が通用するならば、部落の血すじと関係のある人はみんなあぶり出すことが可能です。そして全く異なった差別を生み出すものと考えます。

3、小笠原政子教諭の発言

小笠原教諭自身は、こう言っています。

「昨年四月二〇日、私の勤務する学校の周辺道路三カ所に『一ツばしエタ先生の手書き』という落書きがありました。

『解同』市協森田益子議長と高知市教委は、書いた犯人

私は教師として母として人として、人権、民主主義を守る上では相手が誰であろうと妥協はあり得ないと考え指導し生きて来ました。

しかし自分が生まれながらの被差別者であると自覚して問題解決をしようとは思わないし、まして犯人もわからない落書きを相手に闘う気など全くありません。部落民の定義はどこにもない現在、自分も孫子も部落民の自覚を持つ必要はないことを提起し、人権と民主主義を守りぬいていきたいとがんばっています。」

二、

①ちょっと解説しますと、ここに書いてあるように、去年の四月二〇日にこの先生の勤務する一ツ橋小学校の周辺に落書き事件が起こったわけです。名指しはせずに、「一ツばしエタ先生のヒステリー」とありました。

学校としてそれに該当する先生はいないかどうか、もしあればその先生の人権を守るために取り組みをせよと、教育委員会が指導しました。これはどこでもやっていることです。

そして、学校の方から、そういう該当する先生はいないという回答が出ました。これはいなくてもどちらでもいいのです。いようといまいと、こういう落書きが出たということが問題なのだから、それに対してどう取り組むかということを決めなければなりません。ところが、該当者

親が部落民であつたらみんな部落民であるとすれば、部落民はものすごく増える、と言っわけです。ここで「部落民」とは何かという問題が出されています。

「私は部落民であることを、今まで自覚したこともないし聞いたこともないし悩んだこともない、部落出身の教師がいてさぞかし苦しんでいるだろうというの、思い過ぎであり、ありがたいわくである」と言っわけです。こういうことから、解同や市教委による部落民宣言の強要であるという形で告発するというわけです。そして、小笠原先生を守る共闘会議までできて、『赤旗』で取り上げ、京都の部落問題研究所の雑誌に記事が載り始めました。それで、彼女が部落民であることが知れ渡ってしまうということになったわけです。

④この事件をまとめると、彼女が部落出身であるかどうかは関係なく、差別落書き事件であることです。その差別落書きに対して、闘うのか闘わないのかという議論が一つあります。第二には、部落民と言いたくないのに部落民であると暴かれたのは、人権問題であるという問題に発展したわけです。そして第三には、それが部落民宣言が是非かという議論に飛躍してきたわけです。

部落解放研究所の部会としては、初めの二つの問題も大事ですが、三番目の、部落民宣言不用論と部落民とは何か

がないからこんな落書きは相手にしません、相手にすることはかえって犯人を喜ばせることだと言っていました。これは一つには、差別落書き事件にどう対処するかという問題です。

②次に、彼女の夫（小笠原庄一）が、実は高知市の教育委員会の同和教育課長なのです。彼はあちらこちらに講演に行つて、部落民宣言をして、差別と闘っていく子どもを育てることこそ正しい教育だといつも言っていました。同和教育課長としては当然のことです。ところが、彼の妻が部落民宣言をしない。これは立場上具合が悪いわけです。こういう時に、この事件が起こったわけです。そして夫が自分の妻の父親は部落の人だと言へるということになったのです。

いうことで小笠原さんの方は「おまえの父親は部落民だから、お前も部落民だ。だから部落民宣言をするべきだ」と、解放同盟側や教育委員会に強要されたと言ひ、それに対して、「何が強要ですか、あなたの夫からなのですよ」ということで、この点は法廷ではっきりしようということになったわけです。

③もう一つの問題は、小笠原政子さんは、一般地区で生まれたから、部落民ではない、父親が部落民であつたらなせ部落民になるのか、母親は部落民ではないので、片方の

といった理論上の問題をとりくむ必要があると思ひます。

三、

一九七五年六月四日付の『赤旗』に、「同和教育問題一口問答」というのが載りました。私の『部落解放理論の根本問題』という本に引用してありますので、お持ちの方はみておいてほしいと思ひますが、二七六から二七七頁に紹介してあります。どういふ内容かと言ひますと、次のような記事です。

（問い）「解同」反共派は、「自分が部落出身者であることを知らずにいる『寝た子』を起す必要がある」といっています。共産党はこれについてどう考えますか。

（答え）「部落解放同盟」反共派のいい分は、「自分が部落出身であることを知らずにいる」人びとに、「部落排外主義」の立場から、一般国民に対しても憎悪をもち「自覚」をもていふとんでもないものです。未解放部落出身者が先祖の身分のことよくよするのにはまちがいであり、部落問題について科学的な判断をもち、人間的な自覚と誇りをもって、たたかっていくことはたいせつです。しかし、「解同」反共派が「寝た子」をおこす必要がある」といふのは、「部落民以外はすべて差別者」だとして一般国民を敵視する「自覚」をもていふことです。また、今日、と

くに大都市の多くでは、人びとの移動、移住、および転入による混住がすすみ、かつての部落が消え、むかしの身分関係などわからなくなっています。そのため先祖が部落住民であっても、周囲がそのことを知らないだけでなく、本人も知らずに成人している場合も少なくありません。そうしたばあい、「部落民の自覚をもて」といって、わざわざ先祖の身分がどうであるかをほりおこす必要はまったくありません。それは時代逆行のやり方です。封建時代の身分にかかわりなく、日本の労働者、人民として結合、融合していくことがのぞましいことなのです。「解同」反共派が「寝た子」を起こして、部落排外主義の「自覚」をもたせよというのは、部落差別撤廃の歴史的事業に逆行し、国民的な和合をはばむものです。

今般の議論は実はこの赤旗記事の思想の延長線上にあることは明らかです。日共・全解連の国民融合論の根底には、こうした「寝た子を起こすな」や丑松主義があることを見ておく必要があります。彼らの考え方は、エタという身分と部落民とイコールにしています。エタという身分は、明治の解放令によってなくなったので、日本にはそんな身分はないのだ。ないのだからそんなことを気にすることはない。とやかく言うやつが間違っているのだから、こちら

が気にすることは無い、というわけです。

仮に、先祖はエタですかと聞かれたときに、それは何のことですか、そんな身分はもう、日本にはありませんよと言って開き直りなさいという論理なのです。だから、学校で先生が生徒にそんなことを教えるなんてとんでもないというわけです。部落だとか、部落問題だとか、そんなことをとやかく言うことが、かえっていけないのだという、昔から言われている「寝た子を起こすな」という考え方を、共産党が一生懸命、最近展開し始めてきたということですが、もう消えかかっている火なのだ、そっとしておけば消えるのに、部落民宣言だとかをして固定化しようとしている、これが「解同」のやり方だというわけです。ここからは、部落解放基本法なんて、とんでもないことだ、法律によって部落を固定化してしまうから絶対反対ということになるのは明らかです。

結 び

以上で問題提起を終わります。私は、これだと明確に答えを出していません。著作『部落解放理論の根本問題』の二九〇〜二九三頁のところを紹介して、みんなて研究していただきたいと思えます。